

1万円未満の買受時に本人確認と帳簿等への 記載が必要な物品が追加されます！

古物商は、買い受ける物品の総額が1万円未満の場合、相手方の確認義務及び帳簿等への記載等義務（以下「相手方の確認義務等」といいます。）が原則免除されており、一部物品（バイク、ゲームソフト等）についてのみ、総額1万円未満の買受であっても、相手方の確認義務等の対象となっています。

令和7年10月1日から、古物営業法施行規則改正に伴い、これらの一部物品に下記の対象物品が追加されました！

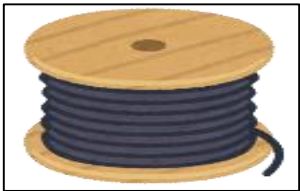
追加された対象物品

★ エアコンディショナーの室外ユニット 及び電気温水機器のヒートポンプ



エアコンディショナーの室外ユニットとは、いわゆる室外機のことです。電気温水機器のヒートポンプは、室外機と形状などが非常に似ているため、相手方の確認義務等の対象となります。

★ 電 線



電線の素材については問われていませんが、LANケーブルやテレビ接続ケーブル、いわゆる家庭用の延長コードや充電ケーブルなどは対象外となります。

★ グレーチング（金属製のものに限る。）



グレーチングとは、主として側溝のフタなどに用いられる格子状のものを指します。金属製のものに限られているので、コンクリート製のものは対象外となります。

【相手方の確認義務等チェック表】

令和7年10月1日から

★ エアコンディショナーの
室外ユニット等

★ 電線

★ グレーチング
（金属製のものに限る。）

が追加されました！

買受金額	品 目	相手方の 確認義務	帳簿等への 記載等義務
1万円未満	※ ・バイク ・ゲームソフト ・CDやDVD等 ・書籍	必要	必要
	上記以外の品目	免除	免除
1万円以上	すべての品目	必要	必要